

# 医療機器関連分野米国展開戦略策定等業務仕様書

## 1 目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」（以下「構想」という。）を実現するため、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、医療機器関連産業への新規参入等を支援してきた。こうした中、更なる施策の展開を図り、構想の実現を加速化させるべく、次期計画では米国を主要ターゲットとしたグローバルサプライチェーンへの参入及び米国企業との取引拡大（以下「米国展開」という。）を図ることとしている。

そこで、本事業では、本県の医療機器関連分野における米国展開戦略の策定を行うとともに、県内医療機器関連企業に対して専門的知見に基づく助言等を実施し、米国展開に向けた本県の基盤構築を図ることを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 医療機器関連分野米国展開戦略の策定

#### ①米国展開のポテンシャルのある県内企業・技術の調査

県内企業及びその技術をヒアリングなどによって把握し、県内企業の米国展開に向けたポテンシャルを分析・整理する。

#### ②米国市場等調査

米国での医療機器関連分野におけるニーズ、本県の連携相手（企業・団体）、ステークホルダーを分野、特徴などによりリストアップを行うほか、③で必要となる米国市場等の調査を実施する。

#### ③戦略の策定

本県の課題、ポテンシャル、米国でのニーズ及び米国市場等の調査を分析した上で、米国のターゲットエリア、有用な連携相手（企業・団体）及びステークホルダーとそれらへの効果的なアプローチ手法、連携相手との事業内容、販路開拓、展示会の効果的な活用、認知獲得のためのPR、その他米国展開実現のために本県が取り組むべき活動を取り込んだ戦略を作成する。

なお、連携相手（企業・団体）は、米国以外に本拠地を置く企業・団体も可とし、戦略には、事業内容、実施時期・スケジュール、実施方法、実施にあたっての留意点等、本県が活動を行うにあたり必要な情報を具体的に記載すること。

また、戦略の期間は、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画2.0」の計画期間を踏まえ、令和8年度までとする。ただし、提案により終期を令和9年度以降の年度とすることも可とする。

## (2) 助言・コンサルティング

米国展開を検討している又は取り組んでいる県内医療機器関連企業に対し、専門的知見からアドバイスやコンサルティングを実施する。また、それに必要な事前調査などを併せて行う。

## 4 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、本県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

## 5 中間報告

次年度に実施が検討される取組及び本県から指示のあった事項について、令和5年9月22日までに報告及び提案すること。(様式任意)

## 6 成果物

報告書 4部 (A4縦 (A3はZ折り))

報告書概要版 4部 (A4横 (A3横も可))

電子データ 1式 (報告書、報告書概要版、本業務で収集・作成した資料一式)

## 7 本業務結果等の第三者との共有

- (1) 本業務による成果物及び途中経過については、メディカル・デバイス・コリドー推進センターを設置する公益財団法人やまなし産業支援機構及びその運営委託会社(以下「支援機構等」という。)と共有する。なお、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、予め書面により本県に申し出ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて支援機構等と連携すること。なお、本業務の実施中に行う本県との協議には、支援機構等が同席することがある。
- (3) 本県が支援機構等以外の第三者に成果物等を共有する場合は、予め受託者と協議して行うこととする。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては本県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、本県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (3) 国内外の関係行政機関や大学教授等の有識者、関連企業からヒアリング等を行う場合は、その情報を適宜本県と共有するとともに、これまで本県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- (4) 本県からの求めに応じて県及び県が同席を求める者と打合せや報告会を実施し、指示のあった事項については協議の上、成果物に反映すること。
- (5) 本業務で調査・検討した成果物の内容(電子ファイルを含む。以下同じ。)の所有権や

著作権は、原則として全て本県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、本県は当該権利を非独占的に使用できることとすること。

- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (7) 本業務の実施にあたって、本県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (8) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本県と協議してこれを定めるものとする。